

## 松阪市産業支援センター専門家登録要領

### (通則)

第1条 松阪市産業支援センター（以下「支援センター」という。）が実施する専門家派遣事業等で派遣する専門家の登録及び更新等については、この要領に定めるところによる。

### (専門家の要件)

第2条 支援センターに登録する専門家は、松阪市内の中小企業・小規模事業者等の経営課題についての的確に分析、診断、助言等を行うことができる専門性の高い知識、技能、経験等の能力を有していなければならない。

### (専門家登録の申請)

第3条 支援センターの専門家として登録を希望する者は、専門家登録申請書(様式1)に次の各号の書類を添えて松阪市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 支援実績、専門性を有することを明らかにする書類等
- (2) 専門家登録誓約書（様式2）

### (専門家登録の可否)

第4条 市長は、専門家登録申請書(様式1)を受理したときは、次の各号を総合的に勘案し、専門家としての適性を考慮して登録の可否を決定する。

- (1) 申請者が有する知識、技能、経験等の専門性の程度
- (2) 支援実績の有無及びその内容
- (3) 専門分野に関連する主な職歴
- (4) その他専門家として適当と認められる事項

### (専門家登録及び期間)

第5条 市長は、専門家の登録を行ったときは専門家登録決定通知書（様式3）をもって当該専門家に通知するものとする。

2 専門家の登録期間は、登録を行った年度を含めて3カ年までとする。

### (専門家登録の更新手続)

第6条 登録の更新を希望する者は、登録期間が終了する年度の2月末日までに専門家登録申請書(様式1)の更新に○をつけ、次の各号の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 更新前の登録期間中に行った支援実績等が分かる書類等
- (2) 更新前の登録期間中に新たに資格を取得した場合は、資格を証する書類の写し
- (3) 専門家登録誓約書（様式2）

- 2 市長は、更新の手続きのために専門家登録申請書(様式1)の更新を受理したときは、内容の確認を行い、適当と認められる者を更新登録するものとする。
- 3 市長は、専門家登録の更新を行ったときは専門家登録更新決定通知書(様式4)をもって当該専門家に通知するものとする。

(専門家登録の取下げ)

- 第7条 登録専門家は、やむを得ない事由があるときは、専門家登録の取下げを申し出ることができる。
- 2 専門家登録の取下げを希望する者は、専門家登録取下げ届(様式5)を市長に提出するものとする。
  - 3 市長は、専門家登録取下げ届(様式5)を受領したときは、内容を確認のうえ速やかに当該専門家の登録を抹消するものとする。

(専門家登録の取消)

- 第8条 市長は、登録専門家が次の各号の一に該当する場合には、専門家登録を取り消すことができるものとする。
- (1) 支援センターまたは専門家派遣事業の信用を著しく傷つけた若しくはそのおそれがあると認められる場合
  - (2) 病気等により診断・助言の業務に堪えられないと認められる場合
  - (3) 刑罰に処せられたと認められる場合
  - (4) その他登録専門家として不適格と判断される場合
- 2 市長は、前項の処分を行うときは、原則として該当者に聴聞の機会を与えるものとする。
  - 3 市長は、専門家登録を取り消した場合、専門家登録取消決定通知書(様式6)をもって通知するものとする。

(その他)

- 第9条 この要領に定めるものの他、本事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は平成29年7月10日から施行する。
- 2 この要領は令和3年2月4日から施行する。
- 3 この要領は令和4年9月9日から施行する。